

東京都立足立工科高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

令和 5年 4月 1日
校 長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめを生まない、許さない学校づくり
- (2) 生徒をいじめから守り、いじめ解決に向けた的確・適切な行動
- (3) 教員の指導力の向上と組織的対応
- (4) 保護者・地域・関係機関と連携した取組

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

生徒の道徳的判断力及び規範意識の低下が言われている中で、学校による有効的な取組の実践並びに学校、保護者、地域及び関係機関の連携強化を図り、潜在化・複雑化するいじめに対して、未然防止及び早期発見・解決に資するため、東京都立足立工業高等学校（全日制）いじめ防止対策推進委員会を設置する。

イ 所掌事項

- いじめ防止等のための調査研究等、専門的見地からの審議
- 学校からのいじめの通報相談に対する、第三者機関としての当事者間の関係の調整及び解決
- 都又は区が行ういじめ防止等のための対策への支援
- 学校において重大事態が発生した場合における、事実関係を明確にするための調査

ウ 会議

学校長が必要と判断した場合招集する。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

生徒の問題行動への対応において、保護者、地域、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立し、生徒の健全育成を図るとともに、いじめ防止対策推進法で規定する学校のいじめ対策委員会を支援する。

イ 所掌事項

- 生徒への指導及び支援
- 生徒が在籍する学校への助言及び支援
- 生徒の保護者への助言及び支援
- 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

ウ 会議

学校長が必要と判断した場合招集する。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 授業規律の共有化

イ 自尊感情、自己肯定感を高める取組

ウ いじめ防止に関する年間計画の作成

エ LHR・教科指導における道徳教育、人権教育の充実

オ 「学校サポートチーム」の活用

(2) 早期発見のための取組

ア 教員間による情報の共有

イ スクールカウンセラーによる面談の実施

ウ 定期的な担任等による二・三者面談の実施

エ 「いじめ発見のチェックシート」を用いた生徒の状況観察

オ ホームページや保護者会等の積極的な活用による、いじめ等に関する情報の早期把握

(3) 早期対応のための取組

- ア 聞き取り調査、面通し等の徹底した事実確認による情報収集
- イ 保護者を含めたスクールカウンセラーによる心のケア、登校の促し等
- ウ 保護者同伴での指導、及び謝罪会の実施、再発防止に向けた家庭との連携計画
- エ 全校集会での全体指導、及び学年集会、生徒会支援による校内いじめ撲滅キャンペーンの実施
- オ 学校サポートチームとの連携、教育委員会・関係機関との連携、保護者・地域との連携等

(4) 重大事態への対処

- ア 東部学校経営支援センターへの報告連携
- イ 被害の生徒に対しては、緊急避難措置等について検討・実施
- ウ 加害の生徒やその保護者も含めた指導・支援の検討・実施
- エ 複数の教員による当該児童の保護や情報共有の徹底
- オ 西新井警察署への相談や通報その他関係機関等との連携

5 教職員研修計画

(1) 教職員に対する校内研修を実施

(2) 教職員研修センター主催の夏季集中講座等への参加

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) ホームページや保護者会の活用

(2) 保護者相談窓口の開設（スクールカウンセラー・管理職による）

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 関係機関・家庭・地域と連携して問題解決を図る。

(2) 年2回のいじめ防止月間に合わせて、生徒をいじめから守り、学校、家庭、地域及び関係機関と連携して、いじめ防止等の取り組みを推進する。

(3) 地域ぐるみで生徒を見守りはぐくむため、学校運営委員会や地元警察署、児童相談所など学校と地域が組織的に連携・協働する体制づくりを推進する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) 学校評価アンケートにいじめ防止等に関する質問項目を記載する。

(2) 「いじめ実態調査」や「生活意識調査」、「いじめ発見チェックシート」等を活用し、その集計結果を基に改善策の次年度計画への反映等、継続的かつ持続的ないじめ防止基本方針の改善を図る。

(3) 自己評価及び学校評価アンケートの結果の公表と、生徒や地域・保護者の意向を十分に、かつ効果的に反映させ、いじめ防止対策を含め継続的に学校運営の改善を図る。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。